

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 治験等受託研究費算定要領

2010年4月1日
2012年4月1日一部改正
2013年4月1日一部改正
2015年4月1日一部改正
2016年4月1日一部改正
2018年2月16日一部改正
2018年9月20日一部改正
2019年6月6日一部改正
2019年10月1日一部改正
2023年8月1日一部改正

1. 医薬品治験に係る経費算出基準

〔固定経費〕

(1) 謝金

機関外委員（治験等審査委員会の外部委員）に対して支払う経費。
算出基準：センターの諸謝金支給基準による。

(2) 委託料

当該治験に関する治験等審査委員会の会議記録に係る委託及び治験関係書類の保管会社への委託等に要する経費。

算出基準：会議記録に係る委託経費 20,000 円／契約 1 年あたり

治験関連書類保管会社委託経費（5 年間分として）44,000 円

なお、治験関連書類保管会社委託経費については、保管期間が 5 年間を超える場合、別途協議する。

(3) 通信費（IRB 事務局関係）

治験等審査委員会の電子化資料のセキュリティ管理に要する通信経費等

算出基準：240,000 円／契約 1 年あたり

ただし、次年度以降は 150,000 円／契約 1 年あたり

〔症例経費〕

(4) 臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる、類似医薬品の研究、対象疾病の研究、施設間の研究協議、補充的な非臨床研究、講演、文書作成、関連学会の参加費、モニタリング（治験計画書の範囲内）に要する経費等の研究経費。

算出基準：ポイント数×6,000 円×症例数

ポイント数の算出は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別紙 1）による。

拡大治験の場合、ポイント数の算出は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別紙 1）を準用し「ポイント数×0.6×6,000 円×症例数」とする。準用できない場合は、別途協議する。

(5) 治験薬管理経費

治験薬の保存、管理に要する経費。

算出基準：ポイント数×1,000 円×症例数

ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表（別紙 2）による。

なお、依頼者管理手順による温度等管理記録が必要な場合、更に 25%を加算する。

拡大治験の場合、ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表（別紙2）を準用し「ポイント数×0.6×1,000円×症例数」とする。準用できない場合は、別途協議する。

(6) 人件費

当該治験に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。

算出基準：〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験薬管理経費〕の90%

ただし、治験施設支援機関（以下、SMO）が当該治験に関与する場合には、

(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験薬管理経費への乗ずる割合を変更する。

条件	算出割合
治験事務局担当者（SMA）	〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験薬管理経費〕の70%
臨床研究コーディネーター（CRC）	〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験薬管理経費〕の50%
臨床研究コーディネーター（CRC）及び治験事務局担当者（SMA）	〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験薬管理経費〕の30%

なお、被験者以外に介護者等への対応が必要な試験デザインの場合、更に(4) 臨床試験研究経費の25%を加算する。

〔間接経費〕

(7) 治験事務局管理費

当該治験に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び治験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(6)〕の20%

(8) 施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)～(7)〕に該当しない治験関連経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(7)〕の30%

2. 医療機器治験に係る経費算出基準

〔固定経費〕

(1) 謝金

機関外委員（治験等審査委員会の外部委員）に対して支払う経費。

算出基準：センターの諸謝金支給基準による。

(2) 委託料

当該治験に関する治験等審査委員会の会議記録に係る委託及び治験関係書類の保管会社への委託等に要する経費。

算出基準：会議記録に係る委託経費 20,000円／契約1年あたり

治験関連書類保管会社委託経費（5年間分として）44,000円

なお、治験関連書類保管会社委託経費については、保管期間が5年間を超える場合、別途協議する。

(3) 通信費 (IRB 事務局関係)

治験等審査委員会の電子化資料のセキュリティ管理に要する通信経費等

算出基準：240,000円／契約1年あたり

ただし、次年度以降は150,000円／契約1年あたり

〔症例経費〕

(4) 臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる、類似医療機器の研究、対象疾病の研究、施設間の研究協議、補充的な非臨床研究、講演、文書作成、関連学会の参加費、モニタリング（治験計画書の範囲内）に要する経費等の研究経費。

算出基準：ポイント数×6,000円×症例数

ポイント数の算出は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別紙1）を準用する。準用できない場合は、別途協議する。

(5) 治験機器管理経費

治験機器の保存、管理に要する経費。

算出基準：ポイント数×1,000円×症例数

ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表（別紙2）を準用する。準用できない場合は、別途協議する。

なお、依頼者管理手順による温度等管理記録が必要な場合、更に25%を加算する。

(6) 人件費

当該治験に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。

算出基準：〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験機器管理経費〕の90%

ただし、治験施設支援機関（以下、SMO）が当該治験に関与する場合には、(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験機器管理経費への乗ずる割合を変更する。

条件	算出割合
治験事務局担当者（SMA）	〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験機器管理経費〕の70%
臨床研究コーディネーター（CRC）	〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験機器管理経費〕の50%
臨床研究コーディネーター（CRC） 及び治験事務局担当者（SMA）	〔(4) 臨床試験研究経費及び(5) 治験機器管理経費〕の30%

なお、被験者以外に介護者等への対応が必要な試験デザインの場合、更に(4) 臨床試験研究経費の25%を加算する。

〔間接経費〕

(7) 治験事務局管理費

当該治験に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び治験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(6)〕の20%

(8) 施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)～(7)〕に該当しない治験関連経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(7)〕の30%

3. 再生医療等製品治験に係る経費算出基準

〔固定経費〕

- (1) 謝金
機関外委員（治験等審査委員会の外部委員）に対して支払う経費。
算出基準：センターの諸謝金支給基準による。
- (2) 委託料
当該治験に関する治験等審査委員会の会議記録に係る委託及び治験関係書類の保管会社への委託等に要する経費。
算出基準：会議記録に係る委託経費 20,000 円／契約 1 年あたり
治験関連書類保管会社委託経費（5 年間分として）44,000 円
なお、治験関連書類保管会社委託経費については、保管期間が 5 年間を超える場合、別途協議する。
- (3) 通信費（IRB 事務局関係）
治験等審査委員会の電子化資料のセキュリティ管理に要する通信経費等
算出基準：240,000 円／契約 1 年あたり
ただし、次年度以降は150,000 円／契約 1 年あたり

〔症例経費〕

- (4) 臨床試験研究経費
当該治験に関連して必要となる、類似再生医療等製品の研究、対象疾病の研究、施設間の研究協議、補充的な非臨床研究、講演、文書作成、関連学会の参加費、モニタリング（治験計画書の範囲内）に要する経費等の研究経費。
算出基準：ポイント数×6,000 円×症例数
ポイント数の算出は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別紙 1）を準用する。準用できない場合は、別途協議する。
- (5) 治験製品管理経費
治験製品の保存、管理に要する経費。
算出基準：ポイント数×1,000 円×症例数
ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表（別紙 2）を準用する。準用できない場合は、別途協議する。
なお、依頼者管理手順による温度等管理記録が必要な場合、更に 25%を加算する。
- (6) 人件費
当該治験に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。
算出基準：〔（4）臨床試験研究経費及び（5）治験製品管理経費〕の 90%
ただし、治験施設支援機関（以下、SMO）が当該治験に関与する場合には、（4）臨床試験研究経費及び（5）治験製品管理経費への乗ずる割合を変更する。

条件	算出割合
治験事務局担当者（SMA）	〔（4）臨床試験研究経費及び（5）治験製品管理経費〕の 70%
臨床研究コーディネーター（CRC）	〔（4）臨床試験研究経費及び（5）治験製品管理経費〕の 50%

臨床研究コーディネーター（CRC） 及び治験事務局担当者（SMA）	〔（４）臨床試験研究経費及び （５）治験製品管理経費〕の30%
--------------------------------------	------------------------------------

なお、被験者以外に介護者等への対応が必要な試験デザインの場合、更に（４）臨床試験研究経費の25%を加算する。

〔間接経費〕

（７）治験事務局管理費

当該治験に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び治験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔（１）～（６）〕の20%

（８）施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔（１）～（７）〕に該当しない治験関連経費。

算出基準：上記経費〔（１）～（７）〕の30%

4. 体外診断用医薬品の臨床性能試験に係る経費算出基準

〔固定経費〕

（１）謝金

機関外委員（治験等審査委員会の外部委員）に対して支払う経費。

算出基準：センターの諸謝金支給基準による。

（２）委託料

当該試験に関する治験等審査委員会の会議記録に係る委託及び試験関係書類の保管会社への委託等に要する経費。

算出基準：会議記録に係る委託経費 20,000 円／契約1年あたり

試験関連書類保管会社委託経費（5年間分として）44,000 円

なお、試験関連書類保管会社委託経費については、保管期間が5年間を超える場合、別途協議する。

〔症例経費〕

（３）臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる、類似体外診断用医薬品の研究、施設間の研究協議、講演、文書作成、関連学会の参加費、モニタリング（治験計画書の範囲内）に要する経費等の研究経費。

算出基準：ポイント数×6,000 円

ポイント数の算出は、臨床性能試験研究経費ポイント算出表（別紙3）及び相関及び性能試験研究経費ポイント算出表（別紙4）による。

（４）人件費

当該試験に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。

〔間接経費〕

（５）治験事務局管理費

当該試験に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び試験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔（１）～（４）〕の10%

（６）施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔（１）～（５）〕に該当しない試験関連経費。

算出基準：上記経費〔（１）～（５）〕の30%

5. 使用成績調査に係る経費算出基準

〔固定経費〕

（１）委託料

当該調査に関連する業務の委託に要する経費（1プロトコール3,000円）。

〔症例経費〕

（２）報告書作成経費

報告書作成経費は、1症例1報告書当たりの単価20,000円に症例数を乗じたものとする。1症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を1報告書として取り扱うものとする。

算出基準：1症例1報告書当たり20,000円×報告回数×症例数

〔間接経費〕

（３）治験事務局管理費

当該調査に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び調査の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔（１）～（２）〕の10%

（４）施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔（１）～（３）〕に該当しない調査関連経費。

算出基準：上記経費〔（１）～（３）〕の30%

6. 特定使用成績調査に係る経費算出基準

〔固定経費〕

（１）委託料

当該調査に関連する業務の委託に要する経費（1プロトコール3,000円）。

〔症例経費〕

（２）報告書作成経費

報告書作成経費は、1症例1報告書当たりの単価30,000円に症例数を乗じたものとする。1症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を1報告書として取り扱うものとする。

のとする。なお、担当医師が当該報告書を作成するに当たり、所要時間が概ね 1 時間を上回る場合は、1 報告当たりの単価について 30,000 円を超えることも可能とする。

算出基準：1 症例 1 報告書当たり 30,000 円×報告回数×症例数

〔間接経費〕

(3) 治験事務局管理費

当該調査に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び調査の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(2)〕の 10%

(4) 施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)～(3)〕に該当しない調査関連経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(3)〕の 30%

7. 製造販売後臨床試験に係る経費算出基準

〔固定経費〕

(1) 謝金

機関外委員（治験等審査委員会の外部委員）に対して支払う経費。

算出基準：センターの諸謝金支給基準による。

(2) 委託料

当該試験に関する治験等審査委員会の会議記録に係る委託及び試験関係書類の保管会社への委託等に要する経費。

算出基準：会議記録に係る委託経費 20,000 円／契約 1 年あたり

試験関連書類保管会社委託経費（5 年間分として）44,000 円

なお、試験関連書類保管会社委託経費については、保管期間が 5 年間を超える場合、別途協議する。

(3) 通信費（IRB 事務局関係）

治験等審査委員会の電子化資料のセキュリティ管理に要する通信経費等

算出基準：240,000 円／契約 1 年あたり

ただし、次年度以降は 150,000 円／契約 1 年あたり

〔症例経費〕

(4) 製造販売後臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる、類似医薬品／医療機器／再生医療等製品の研究、対象疾病の研究、施設間の研究協議、補充的な非臨床研究、講演、文書作成、関連学会の参加費、モニタリング（試験計画書の範囲内）に要する経費等の研究経費。

算出基準：ポイント数×0.8×6,000 円×症例数

ポイント数の算出は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別紙 5）による。

医療機器及び再生医療等製品の製造販売後臨床試験においては準用する。準用できない場合は、別途協議する。

(5) 製造販売後臨床試験医薬品／医療機器／再生医療等製品管理経費

試験薬の保存、管理に要する経費。

算出基準：ポイント数×1,000円×症例数

ポイント数の算出は、製造販売後臨床試験医薬品管理経費ポイント算出表（別紙6）による。医療機器及び再生医療等製品の製造販売後臨床試験においては準用する。準用できない場合は、別途協議する。

なお、依頼者管理手順による温度等管理記録が必要な場合、更に25%を加算する。

(6) 人件費

当該試験に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。

算出基準：〔(4) 製造販売後臨床試験研究経費及び(5) 製造販売後臨床試験医薬品／医療機器／再生医療等製品管理経費〕の90%

ただし、治験施設支援機関（以下、SMO）が当該試験に関与する場合には、(4) 製造販売後臨床試験研究経費及び(5) 製造販売後臨床試験医薬品／医療機器／再生医療等製品管理経費への乗ずる割合を変更する。

条件	算出割合
治験事務局担当者（SMA）	〔(4) 製造販売後臨床試験研究経費及び(5) 製造販売後臨床試験医薬品／医療機器／再生医療等製品管理経費〕の70%
臨床研究コーディネーター（CRC）	〔(4) 製造販売後臨床試験研究経費及び(5) 製造販売後臨床試験医薬品／医療機器／再生医療等製品管理経費〕の50%
臨床研究コーディネーター（CRC）及び治験事務局担当者（SMA）	〔(4) 製造販売後臨床試験研究経費及び(5) 製造販売後臨床試験医薬品／医療機器／再生医療等製品管理経費〕の30%

なお、被験者以外に介護者等への対応が必要な試験デザインの場合、更に(4) 製造販売後臨床試験研究経費の25%を加算する。

〔間接経費〕

(7) 治験事務局管理費

当該試験に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び試験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(6)〕の20%

(8) 施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)～(7)〕に該当しない試験関連経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(7)〕の30%

8. 副作用・感染症報告に係る経費算出基準

〔固定経費〕

(1) 委託料

該当せず

〔症例経費〕

(2) 報告書作成経費

報告書作成経費は、1 症例 1 報告書当たりの単価 20,000 円に症例数を乗じたものとする。1 症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を 1 報告書として取り扱うものとする。

算出基準：1 症例 1 報告書当たり 20,000 円×報告回数×症例数

〔間接経費〕

(3) 治験事務局管理費

当該調査に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び調査の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費〔(1)～(2)〕の 10%

(4) 施設管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)～(3)〕に該当しない調査関連経費。算出基準：上記経費〔(1)～(3)〕の 30%

9. その他の受託研究に係る経費算出基準

原則として、算定要領に従って経費を算出するが、依頼者または責任医師の求めに応じて適宜算出することも可とする。

〔固定経費〕

(1) 謝金

機関外委員（治験等審査委員会の外部委員）に対して支払う経費。

算出基準：センターの諸謝金支給基準による。

(2) 委託料

当該研究に関連する業務の委託に要する経費。

(3) 旅費

当該研究の遂行に必要な旅費。

算出基準：「国立研究開発法人国立国際医療研究センター旅費規程」による。

〔症例経費〕

(4) 臨床試験等研究経費

当該研究に関連して必要となる研究経費。

算出基準：原則として、当該研究に従事する職員の延所要時間数×勤務時間 1 時間当たりの給与単価とする。

※1 延所要時間数は、過去の治験等受託研究の実績及び以下の点を勘案して算出することとし、診療行為にかかる時間は除く。

- ・研究依頼者及び当施設内部との連絡調整、研究実施計画の作成等に要する事前調整に要する時間。
- ・症例・試験データの記録及び研究のための出張準備、目的地での資料収集、情報交換、関連調査等に要する実施時間。

- ・委託者から要請のあった症例報告等研究結果にかかる連絡調整、報告作業等に要する事後整理時間。

※2 勤務1時間当たりの給与単価は以下により算出する。

$$\begin{aligned} & 1 \text{ 時間あたり単価} \\ & = (\text{前年の年間給与支給額} + \text{社会保険料の事業主負担額}) \\ & \quad \div \text{年間勤務時間 (40 時間} \times \text{52 週)} \end{aligned}$$

- (5) 人件費
当該研究に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。

[間接経費]

- (6) 治験事務局管理費
当該研究に必要な通信運搬費、消耗品費、治験等審査委員会の事務処理に必要な経費及び研究の進行の管理等に必要な経費。
算出基準：上記経費〔(1)～(5)〕の10%
- (7) 施設管理費
技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)～(6)〕に該当しない研究関連経費。
算出基準：上記経費〔(1)～(6)〕の30%

10. 医師主導治験に係る経費算出基準

当院職員が自ら治験を実施するものとなって実施する医師主導治験においては、治験の種類に応じ、1～4の対応する項に準じて経費を算出するものとする。ただし、人件費及び治験事務局管理費はCRC並びに治験事務局業務への委託費となり、間接経費にあたらぬ。

11. その他

- (1) 契約期間に関して
契約期間は、当院における当該研究の全実施期間とする。
- (2) 経費の請求に関して
- ア. 医薬品治験、医療機器治験、再生医療等製品治験、製造販売後臨床試験については、原則として、契約後、まず初期費用として、治験関連書類保管会社委託経費を除く固定経費とそれに係る間接経費の1年分及び症例経費とそれに係る間接経費の30%を請求する。初期費用は返還しない。症例経費とそれに係る間接経費の残り70%は、目標被験者数及び各被験者における実施計画書に規定された受診回数（Visit数）に応じた出来高払い（ただし、依頼者との協議の結果として、不均等での請求も可とする）として月毎に算定し請求する。継続審査時に、治験関連書類保管会社委託経費を除く固定経費とそれに係る間接経費の1年分を請求する。治験関連書類保管会社委託経費とそれに係る間接経費は、当院における終了（中止）報告時に請求する。
 - イ. 保険外併用療養費の支給対象外の費用は、月毎に算定し請求する。
 - ウ. 被験者負担軽減費は、原則として1回当たり10,000円を、月毎に算定し請求する。
 - エ. 医薬品治験、医療機器治験、再生医療等製品治験、製造販売後臨床試験については、原則とし

て、同意取得後、治験組み入れのための検査・観察を実施し治験薬投与開始前に脱落した症例については、スクリーニング脱落症例費用として1症例あたり46,800円（消費税等別）を、月毎に算定し請求する。

- オ. 医師主導治験において、研究費等により経費が支払われる場合の請求については、次の通り定める。研究事業の事務要領等にて年度毎の清算が定められている場合は、単年度毎に経費を算出し、請求する。研究費等が当該年度において複数回に分けて支給される場合、協議の上、適宜請求を分割する。研究費等の交付状況により、請求予定金額が事業主より全額交付されないことが決定した場合は、速やかに協議の上、請求額を調整する。なお、請求額を調整しても未納となった費用については、原則としてその補填のために研究費等が追加確保された場合を除いて請求しない。臨床試験研究経費は人件費及び治験事務局費（すなわち委託費）の算定のために用い、原則として請求しない。
- カ. 体外診断用医薬品の臨床性能試験については、契約後に固定経費及び症例経費とそれらに係る間接経費を請求する。
- キ. 使用成績調査及び特定使用成績調査については、原則として、契約後まず初期費用として、固定経費とそれらに係る間接経費を請求する。初期費用は返還しない。症例経費とそれらに係る間接経費は、報告書数に応じた出来高払いとし、半期毎及び終了報告時に請求する。なお、報告書提出をもって実施とする。
- ク. 副作用・感染症報告については、契約後に症例経費とそれらに係る間接経費を請求する。
- ケ. その他の受託研究については、個別に協議する。
- コ. 本要領に定めのない事項については、別途協議する。

（3）本基準の対象に関して

本基準は、2023年10月1日以降に開催される治験等審査委員会にて審議された新規申請課題を対象とする。なお、2023年9月30日以前に開催された治験等審査委員会にて審議された新規申請課題は従前の例による。